

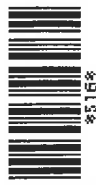
期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月24日
 大阪地方裁判所堺支部執行係
 裁判所書記官 濱 田 和 大

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月13日から 令和 8年 5月21日まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月11日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁 |
| | 地 番 | 102番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 147.49平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁102番地4 |
| | 家屋 番号 | 102番4の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.22平方メートル
2階 58.74平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 2月20日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 木 下 竜 哉

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁 |
| | 地 番 | 102番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 147.49平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁102番地4 |
| | 家屋 番号 | 102番4の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.22平方メートル
2階 58.74平方メートル |



令和 7年(又)第 61号
令和 7年11月18日受理
令和 年 月 日提出
7.12.22

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部
執行官 杉村博正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁 |
| | 地 番 | 102番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 147.49平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁102番地4 |
| | 家屋 番号 | 102番4の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.22平方メートル
2階 58.74平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	堺市東区引野町一丁102番地4
土 地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建 物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示は、所有者の姓の漢字及びローマ字表記がある。
- (2) 郵便受けに表示はない。

2 目的土地の形状等

- (1) 目的土地は、目的建物の敷地及び駐車スペース等として使用されている。
- (2) 目的土地の形状等は、法務局に備え付けの地積測量図と概ね一致するものと思われる。
- (3) 目的土地には、カーポートが設置されている。
- (4) 目的土地に接面する道路の詳細については、評価人作成の評価書を参照されたい。

3 目的建物の状況等

- (1) 目的建物は、登記事項証明書の記載によると平成25年3月27日新築で、その形状等は間取図(概略)及び添付写真のとおりである。
- (2) 目的建物は、内壁クロスに汚損が散見され、2階北側洋室の内壁に動物によるものと思われる汚損があるほか、特に目立った損傷は見受けられず、経年相応である。
- (3) 目的建物の屋根に太陽光パネルがあると思われる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執行官の意見

■ 占有関係について

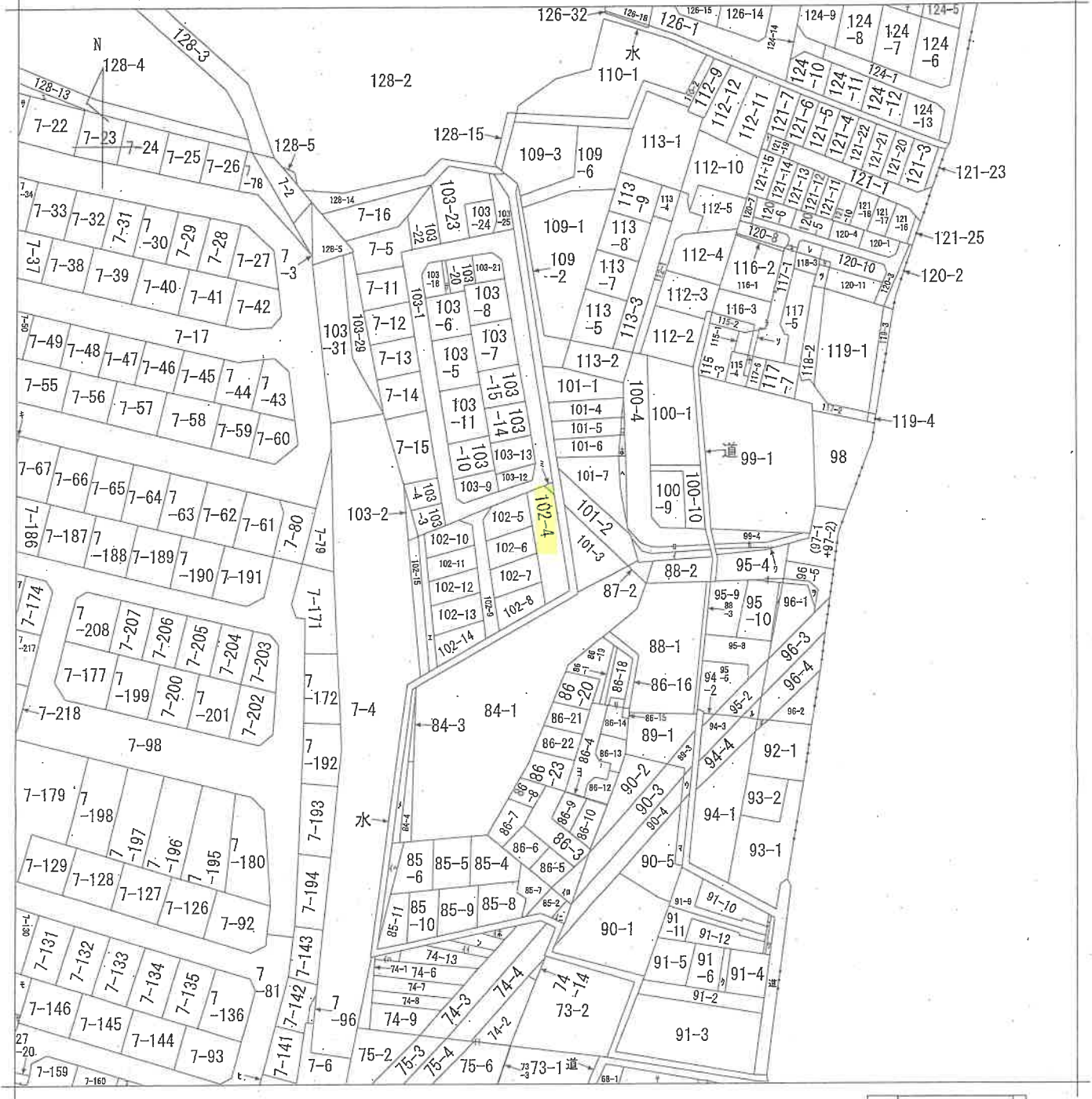
- (1) 令和7年11月28日に物件所在地に臨場したところ、電気は閉栓と思われ、郵便受けに文書等が満杯であること、外観の状況から、空き家と思われた。
- (2) 令和7年11月28日に所有者に照会書を送付するも回答・連絡はなかった。
- (3) 令和7年12月10日に臨場したところ、状況は前回臨場時と同じであったため、解錠して立入調査を行ったところ、室内には1階の和室やLDなどに目的外動産が置かれた状態であり、また所有者以外の文書等のほか第三者の存在が認められないことなどから、所有者が住居（空き家）として使用しているものと認めた。
- (4) 令和7年12月10日、立入調査終了後、執行官は、執行官が立入調査をしたこと及び登記簿上以外の所有者又は賃借人があるときはその旨を速やかに、執行官に届け出られたい旨記載した書面を差し置いた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月20日 15:10-15:20	大阪法務局堺支局	登記簿等調査
令和7年11月28日 12:05-12:15	物件所在地	現況調査, 写真撮影
令和7年11月28日	執行官室	所有者に在宅要請書・照会書送付(回答なし)
令和7年12月10日 10:10-10:55	物件所在地	現況調査(解錠), 評価人同行, 写真撮影
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年12月10日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 100-2 ハ 100-5 ホ 100-7 ト 121-8 リ 86-17 ル 95-3
 D 100-3 ニ 100-6 ヘ 100-8 テ 124-4 ス 92-2 ッ づ く



地番区域見出
 引野町一丁

請求部	所在	堺市東区引野町一丁		地番	102番4	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系 番号 記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日		備付年月日 (原図)		補事項	旧土地台帳附属地図	

A4判に縮小

96-6
99-2
99-3
86-11
118-4
120-9
116-4
118-5
120-12
116-5
117-4
117-3
89-4
95-6
95-1
91-7
68-2
89-2
91-1
91-8
65-1
102-1
103-30
7-209
7-21
7-68
7-77
83
102-3
27-4
7-140
7-147
7-148
7-161
74-11
74-12
86-2
74-5
85-3
74-10
85-1
74-15

登記年月日：昭和46年1月26日

前102-1 後・新102-1、102-3～102-9

128133

地積測量図

番 102-1、102-3～102-9

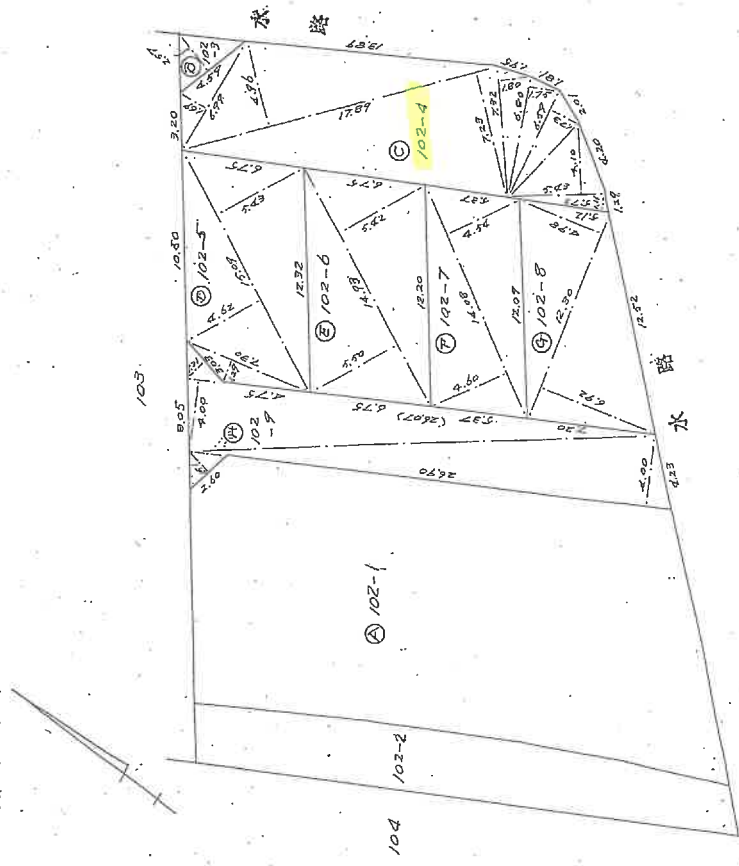
土地の所在 堺市東区 野田町

16.1.26

作製年月日	昭和46年1月26日
作製者	[Redacted]
申請人	[Redacted]

求積

- Ⓐ 102-1 $982.55 - 582.663 = 404.687$
- Ⓑ 102-3 $4.99 \times 2.57 + 2 = 5.8976$
- Ⓒ 102-4
 - $6.94 \times 1.69 = 11.6121$
 - $17.89 \times 4.96 = 88.7344$
 - $17.89 \times 7.23 = 129.3447$
 - $7.92 \times 1.80 = 14.2560$
 - $6.80 \times 1.75 = 11.9000$
 - $6.97 \times 1.73 = 11.9971$
 - $5.43 \times 4.10 = 22.2630$
 - $5.72 \times 1.11 = 6.3492$
 - $\frac{1}{2} \times 294.9811 = 147.49055$
- Ⓓ 102-5
 - $7.80 \times 1.29 = 9.9720$
 - $15.09 \times 4.62 = 69.7158$
 - $15.09 \times 5.43 = 81.9387$
 - $\frac{1}{2} \times 161.0715 = 80.53575$
- Ⓔ 102-6
 - $14.93 \times 5.30 = 79.1190$
 - $14.93 \times 5.42 = 80.9206$
 - $\frac{1}{2} \times 163.0356 = 81.5178$
- Ⓕ 102-7
 - $14.08 \times 4.60 = 64.7680$
 - $14.08 \times 4.96 = 69.8572$
 - $\frac{1}{2} \times 128.6912 = 64.3456$
- Ⓖ 102-8
 - $12.30 \times 6.92 = 85.1160$
 - $12.30 \times 4.98 = 61.2540$
 - $\frac{1}{2} \times 146.3700 = 73.1850$
- Ⓗ 102-9
 - $5.03 \times 1.31 = 6.5893$
 - $2.60 \times 1.51 = 3.9260$
 - $26.07 \times 4.00 = 104.2800$
 - $26.90 \times 4.00 = 107.6000$
 - $\frac{1}{2} \times 219.7753 = 109.88765$



縮尺 1/300

A4判に縮小

登記年月日：平成25年4月2日

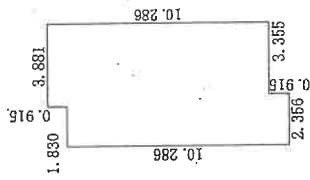
建物図面

各階平面図

家屋番号 102番4の3

建物の所在 堺市東区引野町一丁 102番地4

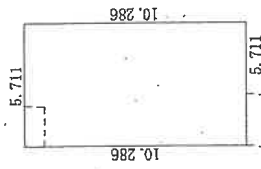
1階



求積表

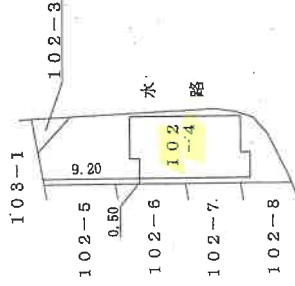
2.356×0.915	= 2.155740
5.711×9.371	= 53.517781
3.881×0.915	= 3.551115
合計	59.224636
床面積	59.22 m ²

2階



求積表

5.711×10.286	= 58.743346
合計	58.743346
床面積	58.74 m ²



作成者

申請人

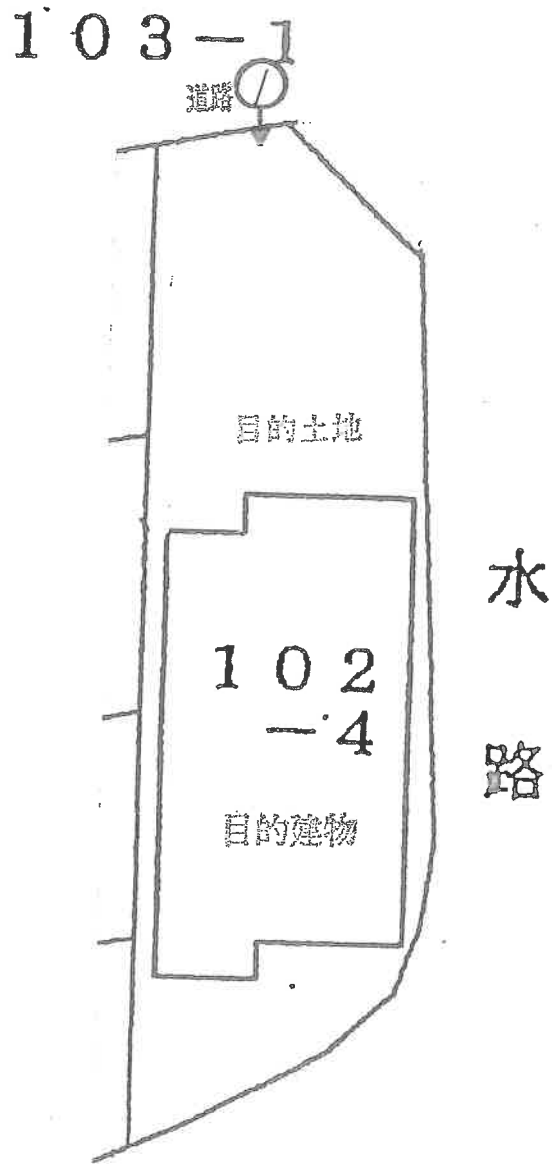
縮尺 1/250

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

A4判に縮小

写真撮影位置方向図

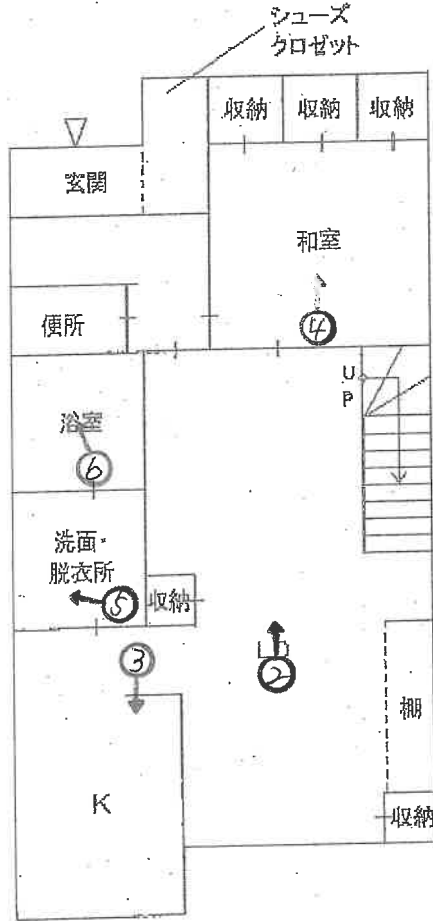


(←○写真撮影場所・方向)

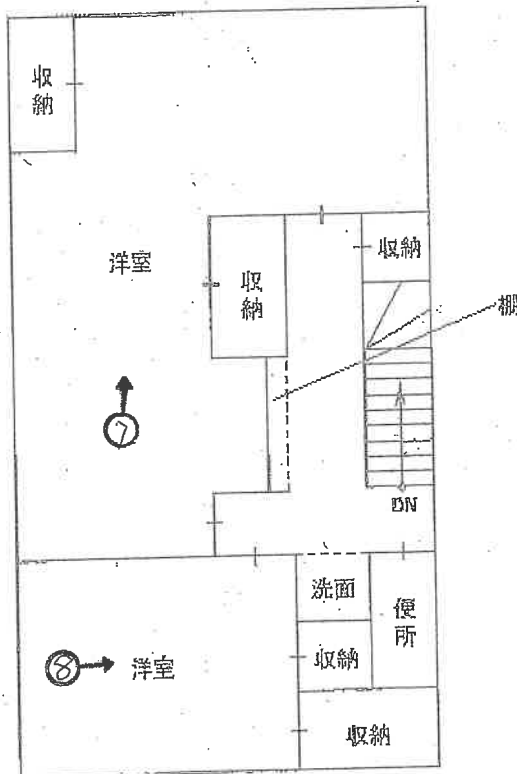
令和7年(又)第61号

(10枚目)

間取図 (概略)



1階



2階

令和7年(又)第61号

(←○写真撮影場所・方向)

(// 枚目)

目的建物



(1階)



(12枚目)



3



4

(13 枚目)



5



6

(14 枚目)

(2階)



7



8

(15 枚目)

令和7年 (又) 第61号
令和7年12月10日現地調査
令和8年1月14日評価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

安松谷博之

履歴事項調査済

第1 評価額

一 括 価 格	
金 18,460,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 5,260,000 円
物件2	金 13,200,000 円

- 1 一括価格は、物件1, 2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項参照。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	現地概測数量と地積測量図、登記面積は概ね符合する。		
2	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	南海高野線 初芝駅 北方道路距離 約1,000m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模住宅が建ち並ぶ住宅地域。今後も当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
一般的な規制)	その他の規制	日影規制、第2種高度地区、屋外広告物規制(第1種許可区域)、宅地造成工事規制区域、立地適正化計画(居住誘導区域)
画地条件	規模	147.49㎡
	形状	やや不整形
	間口・奥行	間口約7.7m(北西側)・奥行約24.5m
	高低差等	ほぼ平坦
接面道路の状況 (右記「法」は建築基準法)	北西側	幅員約4.3～5m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	専用住宅の敷地
	南東側	水路
	北東側	水路
	南西側	住宅
	北西側	道路
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の開鎖登記簿、昭和50年・平成元年の住宅地図、地元精通者への聴取調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	カーポートがある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日(登記記載)	平成25年3月27日 新築
	経過年数	13年
	経済的残存耐用年数	17年
仕 様	構 造	軽量鉄骨造
	屋 根	陸屋根
	外 壁	パワーボード
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	クロス貼ほか
	床	タタミ・フローリングほか
	設 備	電気、ガス、給排水等
	そ の 他	床暖房(LDK)、浴室暖房乾燥機、食器洗浄乾燥機。但し、いずれも作動状況は不明。
床面積(現況)	延 117.96㎡ 増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	3LDK
品 等	中位	
保守管理の 状 態	経年相応の摩滅・老朽化が認められる。保守管理の状況は普通。	
建 物 の 利 用 状 況	所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・内壁クロスに損傷が散見される。 ・過去に室内で動物を飼っていたと思われ、2階洋室の内壁に汚損箇所がある。 ・太陽光パネルがある。 ・検査済証あり。 <p>※アスベスト含有建材使用の可能性について 目的建物の建築時期、構造、用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は低いものと思われる。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	持分割合 エ	建付減価 オ	建付地価格 (円) カ(ア×イ×ウ×エ×オ) (千円未満四捨五入)
1	127,000	0.99	147.49	1/1	0.90	16,690,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 堺東-5

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$129,000 \text{ 円/㎡} \times 102/100 \times 100/104 \times 100/100 = 127,000 \text{ 円/㎡}$$

◇時点修正:公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:

※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.04	1.00	1.00	1.00	1.04

※接面・方位:方位 1.04

◇地域格差:

街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
0.99	0.98	1.03	1.00	1.00

イ 個別格差:

※接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
1.01	1.00	0.98	1.00	0.99

※接面・方位:中間画地 1.00, 方位 1.01

ウ 地積:登記数量による。

オ 建付減価:目的土地上に建物が存することを考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延 床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分割合 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ (千円未満四捨五入)
2	200,000	117.96	0.41	1/1	9,673,000

ウ 現価率

経過年数 約13年

経済的残存耐用年数 約17年

観察減価 30%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 17 \text{年} / (\text{経過年数} 13 \text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 17 \text{年})) \} \times (1 - 0.3) \approx 0.41$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ (千円未満四捨五入)
1	16,690,000	0.55	法定地上権	9,180,000

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) (1①カ、1②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ-カ =キ (万円未満四捨五入)
1	16,690,000	-9,180,000		1.00	0.70	-	5,260,000
2	9,673,000	+9,180,000	1.00	1.00	0.70	0	13,200,000
一括価格 (合計)							18,460,000

ウ 占有減価率

本件の場合不要

エ 市場性修正率

本件の場合不要

オ 競売市場修正率

第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正率として0.70を乗じた。

カ その他控除減価

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 堺東-5

所 在 : 堺市東区引野町2丁90番8
価 格 : 129,000円/m²
位 置 : 南海高野線 初芝 駅 北方 約1,300m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 265m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南4m市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%), 法22条区域
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1	13,138,704 円
物件2	7,683,788 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 間取図(概略)

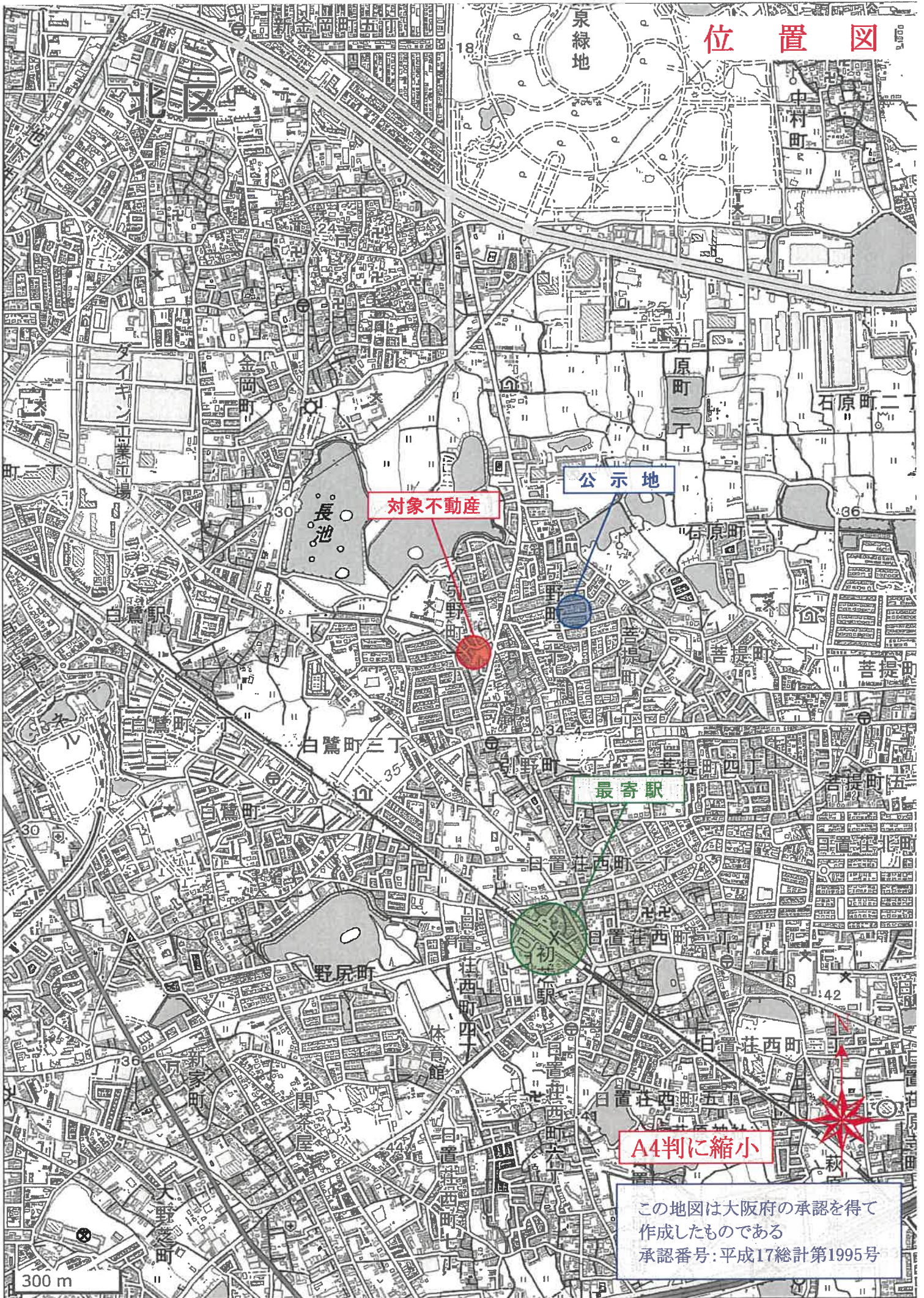
以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁 |
| | 地 番 | 102番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 147.49平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市東区引野町一丁102番地4 |
| | 家屋 番号 | 102番4の3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.22平方メートル
2階 58.74平方メートル |



位置図



対象不動産

公示地

最寄駅

初駅

A4判に縮小

この地図は大阪府の承認を得て
作成したものである
承認番号:平成17総計第1995号

300 m

前 102-1 後・新 102-1、102-3 ~ 102-9

128133

46.1.26

地積測量図

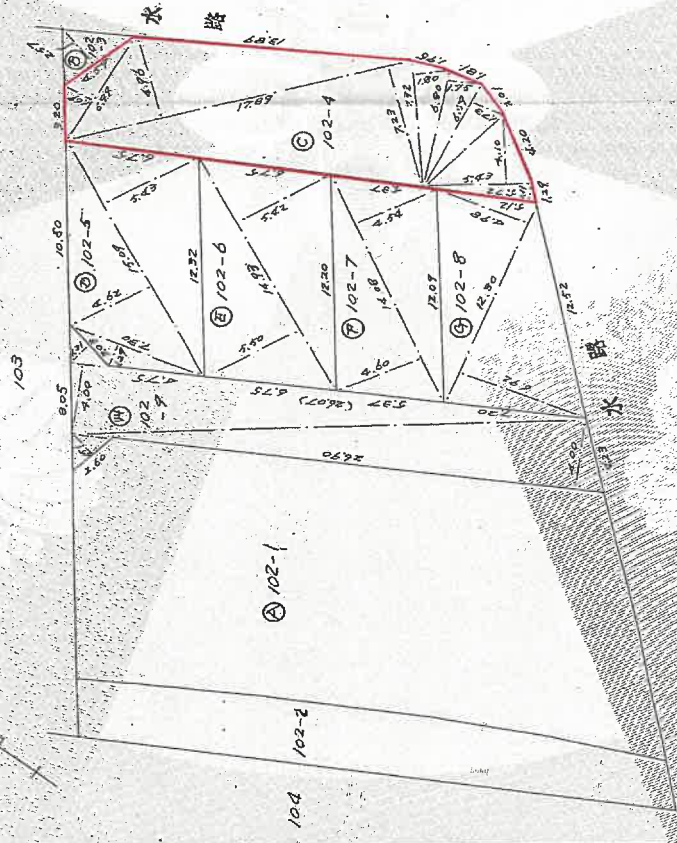
地番 102-1、102-3 ~ 102-9

土地の所在 堺市東区 野田 I丁

堺市東区

求 程

① 102-1	$287.85^2 \div 2 - 262.8003 = 404.6897$
② 102-3	$4.99 \times 2.5772 = 12.87810$
③ 102-4	$5.97 \times 1.97 = 11.8731$
	$7.57 \times 4.75 = 36.7544$
	$7.87 \times 7.23 = 57.5497$
	$7.32 \times 1.80 = 13.1760$
	$6.80 \times 1.75 = 11.9000$
	$6.99 \times 1.73 = 11.4007$
	$4.43 \times 4.10 = 22.2690$
	$5.72 \times 1.11 = 6.3492$
	$\frac{1}{2} \times 284.9811$
	$\frac{1}{2} \times 427.4905$
④ 102-5	$7.80 \times 1.29 = 9.4170$
	$15.09 \times 4.62 = 69.7158$
	$15.89 \times 5.43 = 87.7587$
	$\frac{1}{2} \times 161.0715$
	$\frac{1}{2} \times 80.53575$
⑤ 102-6	$14.93 \times 5.80 = 86.5940$
	$14.93 \times 3.42 = 51.2606$
	$\frac{1}{2} \times 137.8546$
	$\frac{1}{2} \times 81.8173$
⑥ 102-7	$14.08 \times 4.00 = 56.3200$
	$14.08 \times 4.54 = 63.9232$
	$\frac{1}{2} \times 120.2432$
	$\frac{1}{2} \times 84.3558$
⑦ 102-8	$12.30 \times 6.92 = 85.1160$
	$12.30 \times 4.98 = 61.3540$
	$\frac{1}{2} \times 146.4700$
	$\frac{1}{2} \times 73.7350$
⑧ 102-9	$3.63 \times 2.31 = 8.3843$
	$2.60 \times 1.57 = 4.0820$
	$24.07 \times 4.00 = 96.2800$
	$26.70 \times 4.80 = 128.1600$
	$\frac{1}{2} \times 274.7763$
	$\frac{1}{2} \times 109.58765$



作 製 年 月 日
昭和 46 年 / 月 22 日

作 製 者
[Redacted]

申 請 人
[Redacted]

縮 尺 1/300

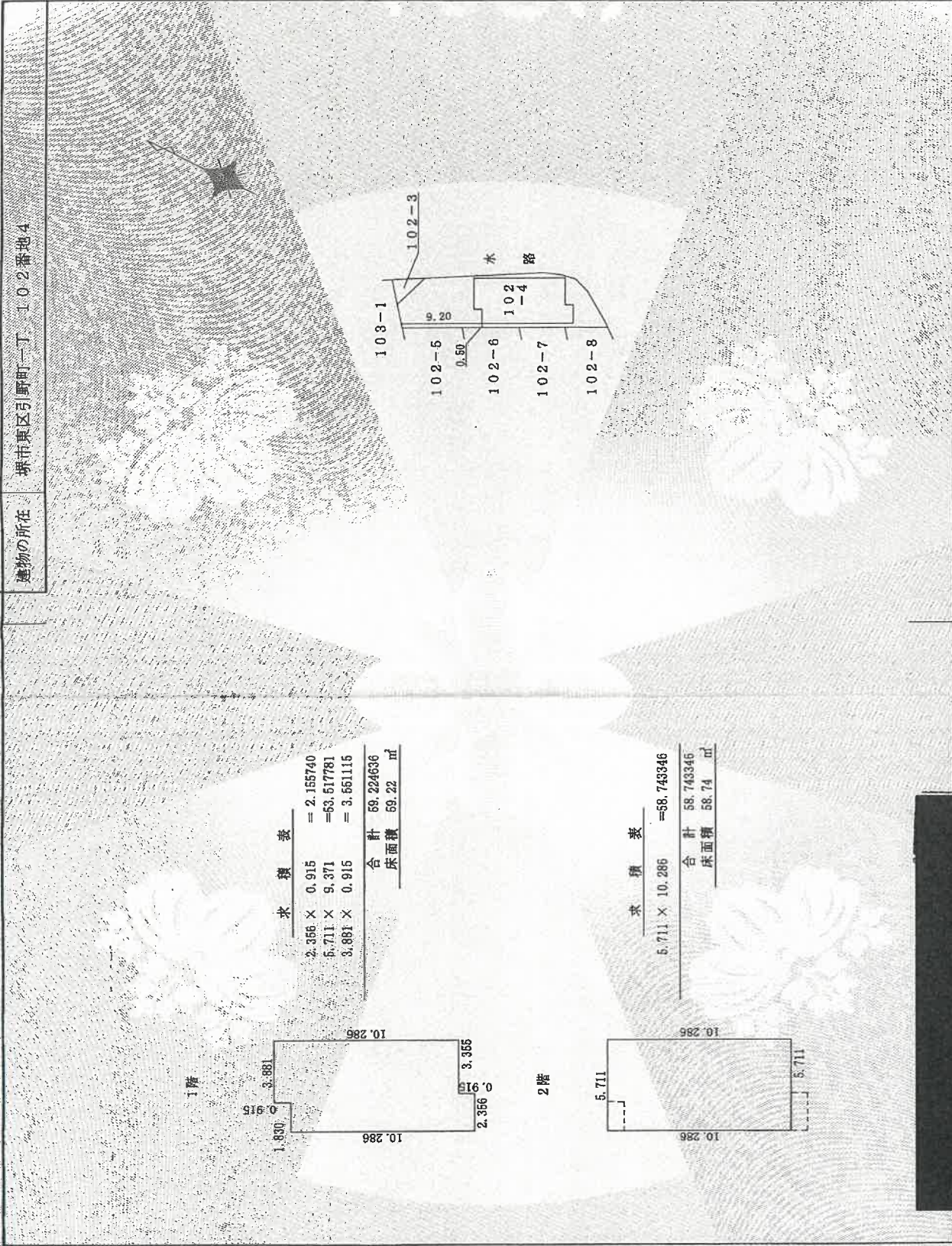
474甲縮尺

A4判に縮小

建築物図面

各階平面図

家屋番号 102番4の8
 建物の所在 堺市東区引野町一丁 102番地4



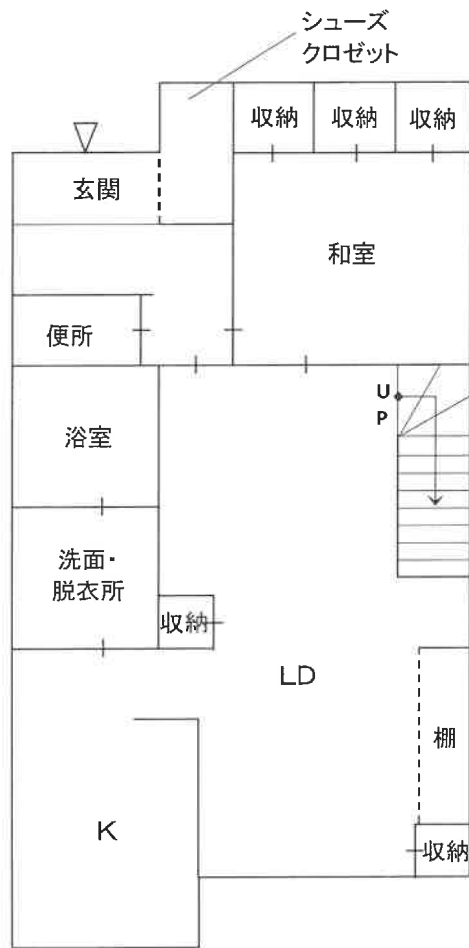
縮尺 1/500

申請人

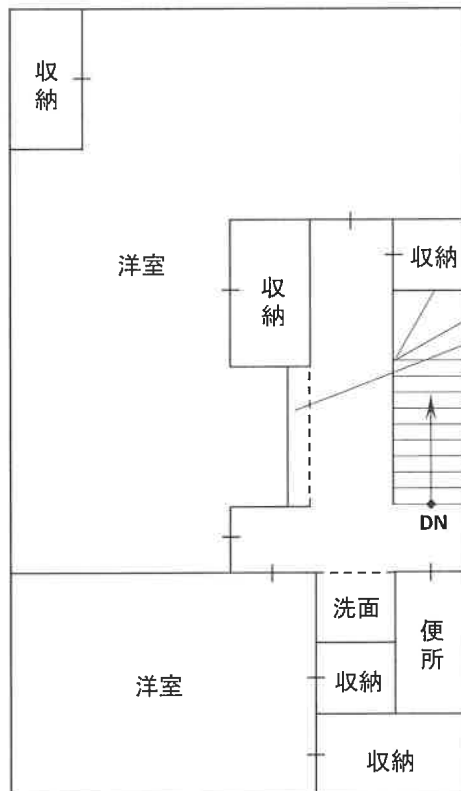
縮尺 1/250

作成者

間取図 (概略)



1
階



2
階